

令和5年2月総会

議 事 録

島 田 市 農 業 委 員 会

- 1 開催日時 令和5年2月14日(金)
開会 13時30分 閉会 14時55分
- 2 開催場所 市役所会議棟 大会議室
- 3 出席委員 15名
- | | | | |
|----------|----------|----------|----------|
| 1 大塚 壹 | 2 久保田 哲 | 3 柴田 重雄 | 6 園田 睦子 |
| 7 田代 昌晴 | 9 仲山 和彦 | 10 増本 努 | 11 松本 禎夫 |
| 12 八木 純子 | 13 提坂 幸一 | 15 森西 正昭 | 16 鈴木 聡 |
| 17 鈴木 芳信 | 18 森 孝雄 | 19 山下 忍 | |
- 4 欠席委員 2名
- | | |
|---------|----------|
| 4 進士 晴弘 | 14 松下 宣良 |
|---------|----------|
- 5 議事日程
- 第1 議事録署名人の指名
- 第2、報告
- | | |
|------|--------------------|
| 第50号 | 農地法第3条の3第1項の届出について |
| 第51号 | 農地法第18条第6項の通知について |
| 第52号 | 農用地利用配分計画書の通知について |
- 第3、議案
- | | |
|------|-------------------|
| 第67号 | 農地法第3条(所有権移転)について |
| 第68号 | 農地法第4条について |
| 第69号 | 農地法第5条について |
| 第70号 | 農用地利用集積計画について |
- 6 農業委員会事務局職員
- | | |
|----------|-------|
| 事務局長 | 山本 敏幸 |
| 係長 | 磯口 薫 |
| 主事 | 石原 裕之 |
| 主事 | 藤原 敬志 |
| 会計年度任用職員 | 鈴木 高雄 |

7 会議の概要

○会長（山下 忍） ただいまから令和5年島田市農業委員会2月総会を開催します。

本日の総会を開催するにあたり、本日の委員の出席状況を報告いたします。4番進士晴弘委員、14番松下宣良委員から欠席の届出がありました。

出席委員が定数に達しておりますので、これより本日の総会を議事日程により進めていきたいと思っております。

○議長（山下 忍） 本日の総会の議事日程につきまして、事務局から説明を求めます。

○事務局（磯口係長） （議事日程を朗読）

〔日程第1 議事録署名人の指名〕

○議長（山下 忍） それでは本日の議事録署名人を決めたいと思います。私から指名させていただくことでご異議ございませんか。

○出席委員（異議なし）

○議長（山下 忍） それでは、議事録署名人は、13番の堤坂幸一委員、15番の森西正昭委員にお願いいたします。

次に会議書記の指名を行います。本日の会議書記には、農業委員会事務局職員の磯口係長を指名いたします。

〔日程第2 報告〕

○議長（山下 忍） それでは、報告第50号から報告第52号まで一括上程いたします。事務局の説明を求めます。なお、ご意見ご質問は、後ほど一括してお願いします。

（報告第50号 農地法第3条の3第1項の届出について）

○事務局（磯口係長） それでは、ご説明いたします。まず1ページです。

報告第50号 農地法第3条の3第1項の届出について
下記のとおり農地の権利取得の届出があったので報告する。
令和5年2月14日提出 島田市農業委員会会長 山下忍
件数は、18件です。

2ページから6ページになります。

報告第50号につきまして、別紙のとおり18件の届出がございました。

これらの内容ですが、取得の理由は、全て相続によるものです。

また、あっせん等の希望があるものは1番、2番、12番、14番の4件です。

それぞれの案件におきまして、耕作放棄地や転用許可済地など管理において適切な手続きや指導が必要な土地については随時行ってまいります。

報告第50号農地法第3条の3第1項の届出につきましては以上になります。

（報告第51号 農地法第18条第6項の通知について）

次は7ページになります。

報告第51号 農地法第18条第6項の通知について

下記のとおり賃貸借の合意解約の通知があったので報告する。

令和5年2月14日提出 島田市農業委員会会長 山下忍
件数は、7件です。

8ページ、9ページになります。

賃貸人、賃借人及び土地の所在等については記載のとおりです。2番は市道建設のための用地買収による解約。3番は、基盤法による所有権移転のための解約。4番から7番は中間管理事業への切り替えによる解約です。

解約後ですが、2番は転用、その他は利用収益で、いずれも離作補償はなし。全て基盤法による解約です。

報告第51号農地法第18条第6項の通知につきましては以上になります。

(報告第52号 農地利用配分計画書の通知について)

次は10ページです。

報告第52号 農地利用配分計画書の通知について

下記のとおり農地中間管理事業に係る農地利用配分計画書の通知があったので報告する。

令和5年2月14日提出 島田市農業委員会会長 山下忍

件数は、3件です。

ページ変わります。

1番、なお、これは平成28年2月に農地中間管理機構を通じ耕作者へ貸し出されたものの、耕作者の変更により再度配分するものです。権利を設定するもの(貸付人)は静岡県農業振興公社(農地中間管理機構)です。

借受人は、相賀の〇〇〇〇さん。

権利を設定する土地は、相賀の田17筆、16,322㎡です。

権利の種類は、使用借権、作物は水稻、設定期間は令和5年2月1日から令和7年11月30日迄、2年10か月です。

2番、こちらも1番と同様に、耕作者の変更による再配分となります。

借受人は、相賀の〇〇〇〇さん。

権利を設定する土地は、相賀の田2筆、2,171㎡です。

権利の種類は、使用借権、作物は水稻、設定期間は令和5年2月1日から令和7年11月30日迄、2年10か月です。

12ページになります。

3番、こちらも耕作者の変更による再配分となります。

平成28年12月に農地中間管理機構を通じ耕作者へ貸し出されたものの、耕作者の変更により再度配分するものです。権利を設定するもの(貸付人)は静岡県農業振興公社(農地中間管理機構)です。

借受人は、菊川の〇〇〇〇さん

権利を設定する土地は、志戸呂の畑1筆、1,997㎡です。

権利の種類は、賃借権(ちんしゃくけん)、作物は茶、設定期間は令和5年2月1日から令和13年9月30日迄、8年8か月です。

以上、報告第50号から第52号の説明となります。

○議長(山下 忍) 報告第50号から第52号までの説明が終わりました。ご意見ご質問がありました

らお願いします。

○議長（山下 忍） ご意見も無いようですので、報告案件については以上となります。

〔日程第3 議案〕

○議長（山下 忍） 議案第67号 農地法第3条（所有権移転）について上程いたします。説明をお願いします。

（議案第67号 農地法第3条（所有権の移転）について）

○事務局（磯口係長） 13ページをご覧ください。

議案第67号 農地法第3条（所有権の移転）について

下記のとおり所有権の移転の申請があったので、許可するものとする。

令和5年2月14日提出 島田市農業委員会会長 山下忍

件数、1件です。

ページ変わります。

1番、譲受人は、伊太の農業兼金融業〇〇〇〇さん、耕作面積5,204㎡、耕作従事日数は本人が220日、妻120日、父60日です。

譲渡人は、伊太の〇〇〇〇さんです。

申請地は伊太の農地1筆、面積は522㎡、区分は売買です。

譲受人は、定年を前に現在耕作している申請地を取得し農地拡大を図り、同時に地域の子供たちにも農業体験をさせたいと思っており、譲渡人は、申請地が家から遠く耕作に不便なため農地を譲り渡したく、申請地を現在耕作している、譲受人と協議を行ったところ話がまとまったため申請に及びました。

場所は、島田樟誠高校から南西に約100m、伊太小学校から南東に約300mに位置しています。

以上となります。適正に管理されることが見込まれることから、許可もやむを得ないと考えます。説明は以上です。

○議長（山下 忍） 本件につきまして、ご意見ご質問がありましたらお願いします。

○出席委員（質疑なし）

○議長（山下 忍） ご質問もないようでございますので採決いたします。

この議案第67号の農地法第3条（所有権の移転）、1件について、許可することにご異議ございませんか。

○出席委員（異議なし）

○議長（山下 忍） 全員の賛成をいただきました。よって、この1件につきましては、申請書の提出どおり許可することにいたします。

次に、議案第68号 農地法第4条について、2件を上程いたします。事務局の説明を求めます。

（議案第68号 農地法第4条について）

○事務局（磯口係長） それでは、15ページをご覧ください。

議案第68号 農地法第4条について

下記のとおり許可申請書の提出があったので、許可するものとする。

令和5年2月14日提出 島田市農業委員会会長 山下忍
件数は、2件です。

ページ変わります。

1番案件、申請人は、河原二丁目の農業〇〇〇〇さんです。

申請地は河原二丁目の田、現況雑種地の1筆139㎡で、元々は、農業用倉庫が建っていました。

場所は、島田市博物館から北西へ約300mに位置し、用途地域内の農地であるため、農地区分は第3種農地になります。

転用目的は住宅敷地拡張です。

申請理由ですが、隣接宅地の住宅の建替えに伴い、現在の敷地では手狭であるため、敷地を拡張したく、申請に及びました。

計画としては、全体面積485㎡の敷地に木造平家建、建築面積82㎡の住宅1棟、建築面積49㎡の農業用倉庫1棟及び駐車場3台を整備します。進入は南側の市道から、排水は南側の水路へ排水する計画です。

許可基準に基づく検討状況としては、申請地に隣接する農地は残りますが、営農への影響は少なく、申請人の資金計画についても問題はないため、許可するにやむを得ないと考えます。

2番案件、申請地は5条4番案件の申請地と接しています。

申請人は、中河町の無職〇〇〇〇さんです。

申請地は中河町の田、現況雑種地の1筆255㎡で、無断転用の是正になります。無断転用の理由は、農地を農地以外のものにするときに農地転用の申請が必要であることを知らなかったとのことです。

場所は、保険福祉センターはなみずきから南東へ約200mに位置し、用途地域内の農地であるため、農地区分は第3種農地になります。

転用目的は貸駐車場です。

申請理由としては、近隣から駐車場用地としての利用の要望が多いため、申請に及びました。

計画としては、砕石敷きの駐車場10台を整備します。進入は北側の市道から、雨水の排水は地下浸透及び北側の道路側溝へ排水する計画です。

許可基準に基づく検討状況としては、申請地周辺に農地はなく、申請人の資金計画についても問題はないため、許可するにやむを得ないと考えます。

議案第68号農地法第4条についての説明は以上です。

○議長（山下 忍） 本件につきまして、ご意見ご質問がありましたらお願いします。

○出席委員（質疑なし）

○議長（山下 忍） ご質問も無いようでございますので、採決いたします。

この議案第68号の農地法第4条、2件について、許可することにご異議ございませんか。

○出席委員（異議なし）

○議長（山下 忍） 全員の賛成をいただきました。よって、この2件につきましては、申請書の提出どおり許可することにいたします。

○議長（山下 忍） 次に議案第69号 農地法第5条について、8件を上程いたします。

事務局の説明を求めます。

(議案第69号 農地法第5条について)

○事務局(磯口係長) 17ページになります。

議案第69号 農地法第5条について

下記のとおり許可申請書の提出があったので、許可するものとする。

なお、静岡県農業委員会ネットワーク機構に諮問する案件については、許可相当の答申があった場合、農業委員会会長が許可するものとする。

令和5年2月14日提出 島田市農業委員会会長 山下忍

件数は、8件です。

ページ変わります。

1番案件、借入人は御仮屋町の建設業〇〇〇〇、賃貸人は金谷猪土居の無職〇〇〇〇さんです。

申請地は神谷城の畑1筆393㎡の内、119㎡で、場所は神谷城保育園から北東へ約600mに位置し、農地区分は農用地区域内農地(青地)です。

転用目的は資材置場(一時転用)です。

申請理由としては、令和4年度国道473号道路改築工事の現場近くに資材置場が必要であり、賃貸人と申請地の貸借の話がまとまったため、申請に及びました。

計画としては、申請地を資材置場として利用し、コンクリートブロック及び砕石を置く予定です。一時転用期間は許可日から6.5カ月で、農地復旧の計画は、コンクリートを剥がした後、畑の土を入れて農地に復旧します。

許可基準に基づく検討状況としては、申請地に隣接する農地はありますが、営農への影響は少なく、借入人の資金計画についても問題はありません。農地復旧の計画についても問題はないため、許可するにやむを得ないと考えます。

2番案件、譲受人は向島町の不動産業・土木建築設計業〇〇〇〇、譲渡人は河原二丁目の無職〇〇〇〇さんです。

申請地は河原一丁目の田、現況公衆用道路、1筆7.26㎡で、場所は島田市博物館から北西へ約300mに位置し、用途地域内の農地であるため、農地区分は第3種農地になります。

転用目的は公衆用道路です。

申請理由としては、隣接地の分譲宅地事業の測量の際、今回の申請地が公衆用道路に含まれていることが発覚しました。隣接する分譲宅地への通行の利便性向上のため、道路を整備したいと考えていたところ、申請地所有者と話がまとまったため、申請に及びました。

計画としては、舗装工事を実施し、両側に雨水を排水する側溝を整備します。工事完了後、島田市に寄付する予定です。

許可基準に基づく検討状況としては、申請地に隣接する農地はありますが、営農への影響は少なく、譲受人の資金計画についても問題はないため、許可するにやむを得ないと考えます。

3番案件、譲受人は袋井市の建築業・不動産業〇〇〇〇、譲渡人は岸町の農業〇〇〇〇さんです。

申請地は、岸町の田1筆162㎡で、他地目併用全体面積は668㎡です。

場所は、岸スポーツ広場から北へ約300mに位置し、街区内の宅地化率が40%以上であるため、農地区分は第3種農地になります。

転用目的は住宅用地(特定建築条件付売買予定地)です。

申請理由としては、譲受人は現在、袋井市にて建築業・不動産業を営んでおり、立地条件がよい申請地に住宅用地を整備したいと考えていたところ、譲渡人と話がまとまったため、申請に及びました。

計画としては、住宅用地(特定建築条件付売買予定地)を3区画整備します。区画面積は213㎡から236㎡、全ての用地販売完了予定は令和10年4月、建売住宅の販売完了予定は令和10年12月です。進入

は南側の市道から、排水は北側の水路へ排水する計画です。

許可基準に基づく検討状況としては、申請地周辺に農地はありますが、営農への影響は少なく、排水先の地元確認も完了しています。譲受人の資金計画についても問題はないため、許可するにやむを得ないと考えます。

19ページをご覧ください。

4番案件、使用借人は静岡市の会社員〇〇〇〇さん、同じく会社員〇〇〇〇さん、使用貸人は中河町の無職〇〇〇〇さんで、祖父・孫娘夫、孫娘間の使用貸借になります。

申請地は中河町の田、現況雑種地の1筆216㎡で、無断転用の是正になります。無断転用の理由は4条2番案件と同様です。

場所は、保険福祉センターはなみずきから南東へ約200mに位置し、用途地域内の農地であるため、農地区分は第3種農地になります。

転用目的は自己住宅です。

申請理由としては、現在、使用借人はアパートにて生活していますが、現在の住居が手狭になったため、自己住宅を建築したいと考えていたところ、申請地を借りる話が祖父とまとまったため、申請に及びました。

計画としては、木造2階建、建築面積64㎡の住宅1棟、駐車場3台を整備します。進入は南側の市道から、排水は南側の道路側溝へ排水する計画です。

許可基準に基づく検討状況としては、申請地周辺に農地はなく、使用借人の資金計画についても問題はないため、許可するにやむを得ないと考えます。

5番案件、譲受人は藤枝市の介護士〇〇〇〇さん、会社員〇〇〇〇さん、譲渡人は横井四丁目の無職〇〇〇〇さんです。

申請地は、東町の田、現況雑種地1筆164㎡で、無断転用の是正になります。無断転用の理由としては、昭和47年10月に申請地に隣接する私道の農地転用の許可を受けましたが、申請地も同じように農地転用の許可がおりていると勘違いしてしまい、造成工事を行ってしまいました。

場所は、六合東小学校から北へ約600mに位置し、用途地域から500m以内にある農地であるため、農地区分は第2種農地になります。

転用目的は自己住宅です。

申請理由としては、譲受人は現在、藤枝市のアパートにて生活しており、閑静な住宅地に自己住宅を建築したいと考えていたところ、譲渡人と話がまとまったため、申請に及びました。

計画としては、木造2階建、建築面積52㎡の住宅1棟及び駐車場3台を整備します。進入は南側の私道から、排水は西側の道路側溝へ排水する計画です。

許可基準に基づく検討状況としては、申請地周辺に農地はありますが、営農への影響は少なく、代替地の検討もされています。譲受人の資金計画についても問題はないため、許可するにやむを得ないと考えます。

6番案件、譲受人は静岡市の不動産業〇〇〇〇、譲渡人は金谷天王町の会社員〇〇〇〇さんです。

申請地は、金谷代官町畑2筆1,008㎡で、事業面積が1,000㎡を超えるため、土地利用事業承認案件になります。

場所は、金谷図書館から東へ約100mに位置し、用途地域内の農地であるため、農地区分は第3種農地になります。

転用目的は分譲宅地です。

申請理由としては、譲受人は現在、静岡市にて不動産業を営んでおり、住宅地に適している申請地に分譲宅地を整備したいと考えていたところ、譲渡人と話がまとまったため、申請に及びました。

計画としては、分譲宅地4区画を整備し、区画面積は210㎡から274㎡です。進入は各区画に接して

いる市道から、排水は道路側溝へ排水する計画です。

許可基準に基づく検討状況としては、申請地周辺に農地はありますが、営農への影響は少なく、譲受人の資金計画についても問題はないため、許可するにやむを得ないと考えます。

7番案件は8番案件と関連しているため、併せて説明します。

7番案件、譲受人は横岡新田の砂利採取販売業〇〇〇〇、譲渡人は横岡の会社員〇〇〇〇さんです。

申請地は、横岡新田の田1筆735㎡で、事業全体面積は3,914㎡です。事業面積が1,000㎡を超えるため、土地利用事業承認案件になり、転用面積が3,000㎡を超えるため、県諮問案件になります。事業面積が3,000㎡を超えていますが建築物がないため、開発行為の対象にはなりません。

場所は、新東名高速道路 島田金谷 IC から北西へ約500mに位置し、用途地域内の農地であるため、農地区分は第3種農地になります。

転用目的は資材置場です。

申請理由としては、譲受人は現在、申請地の南東に位置する資材置場を土地所有者から借りて利用していますが、島田市内陸フロンティア推進課の事業により、使用している資材置場が道路用地及び工業用地として収用されて使えなくなるため、申請地に資材置場を整備したいと考えていたところ、譲渡人と話がまとまったため、申請に及びました。

8番案件、譲受人は横岡新田の無職〇〇〇〇さん、横岡新田の会社員〇〇〇〇さん、掛川市の会社役員〇〇〇〇さんで、譲渡人は横岡の農業〇〇〇〇さん外2名です。

申請地は、横岡新田の田2筆3,179㎡で、事業全体面積は3,914㎡です。場所は、7番案件と同じで、農地区分は第3種農地になります。

転用目的は資材置場です。

申請理由としては、譲受人は申請地の南東に位置する資材置場を所有しており、現在、〇〇〇〇に貸し出しています。今回、島田市内陸フロンティア推進課の事業により、現在、貸し出している資材置場が道路用地及び工業用地として収用されてしまうため、その代替地として申請地に資材置場を整備したいと考えていたところ、譲渡人と話がまとまったため、申請に及びました。申請地の資材置場は〇〇〇〇に貸し出します。

計画としては、砕石敷の資材置場3,179㎡、調整池285㎡、緑地212㎡を整備します。盛土の計画については、30cmの高さを超える盛土面積は515㎡、30cmの高さを超える盛土量は145㎡になります。資材置場には石及び砂利を置く計画です。進入は西側の市道から、排水は地下浸透及び東側の水路へ排水する計画です。

許可基準に基づく検討状況としては、申請地に隣接する農地は残りますが、営農への影響は少なく、譲受人の資金計画についても問題はないため、土地利用事業の承認及び静岡県農業委員会ネットワーク機構から許可相当の答申のうえ、許可するにやむを得ないと考えます。

議案第69号 農地法第5条については以上となります。

○議長（山下 忍） 説明が終わりました。これより質疑に入ります。ご意見ご質問がありましたら、お願いします。

○委員（森 孝雄） 特定建築条件付売買予定地の意味について教えてください。

○事務局（石原主事） 住宅用地については分譲宅地と建売があります。分譲宅地は土地を造成して土地を販売する。建売は申請人が土地を造成し建物を建て土地と建物をセットで売るものです。

特定建築条件付はその間に位置するようなもので、今までは用途地域内でしか分譲宅地はできなかったが、規制緩和で農業振興地域でも分譲ができるようになりました。

分譲宅地との違いは期限があり、譲り請人が指定した期間内に土地を売ることができなかった場合

申請人の責任で家を建てなければならないものです。

○議長（山下 忍） その他、ご意見ご質問がありましたらお願いします。

○出席委員（質疑なし）

○議長（山下 忍） ご質問も無いようでございますので、採決いたします。議案第69号農地法第5条について、8件のうち2件については静岡県農業委員会ネットワーク機構に諮問し、許可相当の答申があった場合に許可することとし、また残りの農地法第5条、6件については、申請書の提出のとおり許可することにご異議ございませんか。

○出席委員（異議なし）

○議長（山下 忍） 全員の賛成をいただきました。よって議案第69号の8件につきましては、申請書の提出どおり許可することにいたします。

○議長（山下 忍） 次に、議案第70号 農用地利用集積計画について、52件を上程いたします。事務局の説明を求めます。

（議案第70号 農用地利用集積計画について）

○事務局（磯口係長） それでは、21ページをご覧ください。

議案第70号 農用地利用集積計画について

農用地利用集積計画（第11号）について、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による決定の依頼があったので、これを決定するものとする。

令和5年2月14日提出 島田市農業委員会会長 山下忍

総数は52件で、その内訳ですが、所有権移転につきましては、5件で5,402㎡。
利用権設定につきましては、使用貸借が9件で21,898㎡。賃貸借が3件で6,286㎡。
転貸につきましては、使用貸借が31件で43,610㎡。賃貸借が4件で25,122㎡。
これらの畑と田の内訳は右に記載のとおりとなっています。

ページ変わります。所有権移転から説明をします。

1番、所有権移転をする農地は、切山の畑2筆計2,698㎡。

譲受人は、切山の〇〇〇〇さん、譲渡人は金谷栄町の〇〇〇〇さん。利用目的は茶で、区分は売買です。

こちらは、1月13日に松本委員と近藤推進委員に調整委員として立会いをしていただきました。

申請地は青地で、切山地区基盤整備事業に関係しており、譲受人の〇〇〇〇さんは認定農業者で隣接の農地を耕作(所有)しており、今後の適正な管理も見込まれることから、所有権移転について問題ないと思われま

2番、所有権移転をする農地は、切山の畑2筆 計961㎡

譲受人は、切山の〇〇〇〇さん、譲渡人は船木の〇〇〇〇さん。利用目的は茶で、区分は売買です。

こちらは、1月13日に松本委員と近藤推進委員に調整委員として立会いをしていただきました。

申請地の1筆は青地、1筆は白地ですが、切山地区基盤整備事業に関係しており、基盤整備により2筆とも青地になる見込みです。また、譲受人の久保田さんは認定農業者で隣接の農地を耕作(所有)しており、今後の適正な管理も見込まれることから、所有権移転について問題ないと思われま

3番、4番は譲受人が同じとなる為、併せて説明いたします。

3番、所有権移転をする農地は、阪本の畑2筆、計776㎡。4番、所有権移転をする農地は、阪本の畑3筆計809㎡

譲受人は、阪本の〇〇〇〇さん。譲渡人は3番、阪本の〇〇〇〇さん、4番、阪本の〇〇〇〇さん。利用目的はどちらも花木で、区分は売買です。

こちらは、1月24日に今村推進委員と増田推進委員に調整委員として立会いをしていただきました。申請地は青地で、譲受人の喜瀬川さんは認定農業者で隣接の農地を耕作(所有)しており、今後の適正な管理も見込まれることから、所有権移転について問題ないと思われま

5番、所有権移転をする農地は、湯日の畑1筆158㎡。

譲受人は、湯日の〇〇〇〇さん、譲渡人は湯日の〇〇〇〇さん。利用目的は茶で、区分は売買です。

こちらは、今村推進委員と増田推進委員に調整委員として立会いをしていただきました。

申請地は青地で、譲受人の大塚さんは認定農業者で隣接の農地を耕作しており、今後の適正な管理も見込まれることから、所有権移転について問題ないと思われま

利用権設定について説明をします。

農用地利用集積計画(利用権の設定)について設定期間ごとに、面積、設定する利用権の種類等の説明をします。いずれも3月1日貸借開始となります。

23ページをご覧ください。

設定期間3年間の内訳です。

全部で3件、計4筆で面積は合計13,555㎡です。

権利の種類は賃借権が1件、使用借権が2件、再設定が2件、新規設定が1件です。

24ページをご覧ください。

設定期間4年間の内訳です。

1件、2筆で面積は合計1,596㎡です。

権利の種類は使用借権、新規設定です。

25ページをご覧ください。

設定期間5年間の内訳です。

全部で6件、計13筆で面積は合計10,559㎡です。

権利の種類は賃借権が2件、使用借権が4件、再設定が1件、新規設定が5件です。

26ページをご覧ください。

設定期間9年間の内訳です。

全部で2件、計6筆で面積は合計2,474㎡です。

権利の種類はいずれも使用借権、新規設定です。

続いては農地中間管理事業の一括方式を利用した転貸によるものです。

27ページをご覧ください。

設定期間4年間です。

1件、2筆で面積は合計1,954㎡です。

権利の種類は賃借権、新規設定です。

28から31ページになります。

設定期間5年間です。

全部で4件、計33筆で面積は合計27,839㎡です。

権利の種類は賃借権が3件、使用借権が1件、すべて新規設定です。

32から37ページになります。

設定期間10年間です。

全部で30件、計56筆で面積は合計38,939㎡です。

権利の種類はすべて使用借権が、新規設定です。

以上で説明を終わります。

○議長（山下 忍） 説明が終わりました。これより質疑に入ります。ご意見ご質問がありましたらお願いします。

○出席委員（質疑なし）

○議長（山下 忍） ご質問も無いようでございますので、採決いたします。この議案第70号の農用地利用集積計画、52件について決定することにご異議ございませんか。

○出席委員（異議なし）

○議長（山下 忍） 関係委員を除く委員の賛成をいただきました。よって、この52件につきましては、計画書の提出どおり決定することにいたします。

○議長（山下 忍） 以上をもちまして本日の案件は終了いたしました。これをもちまして、総会を閉会いたします。